平成２１年（フ）第２２５３３号
東京都文京区後楽２丁目23番９号
破産者　株式会社クリエイティブオフィス・エイブル
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２５６６号
東京都墨田区墨田５丁目23番９号
破産者　サクラ物流サービス有限会社
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２５７１号
東京都江戸川区中葛西８丁目15番13号
破産者　有限会社早進建設
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２５７２号
東京都江戸川区中葛西３丁目32―７―204
破産者　早瀬　進一
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２５７５号
宮城県大崎市古川字青塚97番地
破産者　有限会社永企画
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２５７６号
千葉県松戸市高塚新田144―８
破産者　増永　良平
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２６６０号
東京都中央区日本橋１丁目４番１号　日本橋一丁目ビルディング
破産者　有限会社コマーシャル・デベロップメント・ツー
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２７０３号
東京都品川区平塚１丁目７番４号
破産者　有限会社ステップ
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２７０４号
東京都大田区中馬込２丁目16―11―302
破産者　星　　光雄
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２７８０号
東京都台東区浅草橋５丁目６番９号
破産者　三愛事務機株式会社
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２７８１号
東京都品川区西五反田７丁目23―11―206
破産者　福田　　勇
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２８４０号
神奈川県大和市南林間６丁目10番２号
破産者　株式会社スカイコンサルタント
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２８４１号
神奈川県相模原市東林間４―36―15―101
浦本方、住民票上の住所茨城県水戸市見川２丁目108―12
破産者　朝日　幹彦
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２８６０号
東京都中野区上鷺宮３丁目15番５号
破産者　株式会社マルゼン
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２８６１号
東京都練馬区田柄２丁目51―16―302
破産者　奥田　正二
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２８６３号
千葉県市川市市川南２丁目９―23―102
破産者　塙　　勲
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２８９１号
神奈川県横浜市青葉区たちばな台２丁目15―１―207
破産者　石川　太郎
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２８９２号
神奈川県横浜市青葉区鴨志田町807番地47
破産者　株式会社スプルース
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２８９９号
茨城県結城市若宮10番地28
破産者　株式会社アトン
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２９００号
埼玉県久喜市大字古久喜846―５―２―110
破産者　野嶋　和彦
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２９５４号
神奈川県横浜市緑区十日市場町1258　十日市場ヒルタウン14―２号棟706
破産者　高野　範之
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２９７１号
神奈川県座間市新田宿184　ハイムパーシモンⅠ―203
破産者　佐野　一海
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部